

(2) 交際費 (55千円)

(他会計からの補助金)

第7条 (他会計からの会計補助を受ける金額は、次のとおりとする。)

| | |
|---------------------------|---------|
| 補助の目的 | 補助金額 |
| (1) 看護婦養成所運営費に要するため | 2,875千円 |
| (2) 企業債未償還額に対する支払利息に要するため | 5,475千円 |
| (3) 借上り病床の賃借料に要するため | 950千円 |

(ただし前項各購入限度額)

第8条 新たな知産産の購入限度額は、145,387千円と定める。

昭和四十年四月十五日第三編鳥取県公報

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【電話二番三月三十四八番機をたむ。】

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その
翌日)

昭和四十年四月十五日第三編鳥取県公報

- 目次
- ◇規 則 地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則
 - ◇人事規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - ◇企業管理規程 企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程
 - ◇企業訓令 鳥取県企業局西部建設事務所所務規程の一部を改正する企業訓令

規 則

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石

取

二

訓

鳥取県規則第十九号

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二号中「所長」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の企業局の西部建設事務所の項中「所長」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

企業管理規程

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石

取

二

訓

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の仕事の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の仕事の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。
 第二條第一項中「並びに第三條第一項及び第二項」を削る。

別表第一中

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 五等 | 職名 | 係長 | 係長 | 主任 | 主任 |
| 五等 | 職名 | 主任 | 主任 | 主任 | 主任 |

を

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 五等 | 職名 | 主任 | 主任 | 主任 | 主任 |
| 五等 | 職名 | 主任 | 主任 | 主任 | 主任 |

に改める。

この企業管理規程は、昭和四十一年五月一日から施行する。

企業訓令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

(内部組織及び分掌)

第二條 所に内部組織として庶務係、発電建設係、工業用水運係、雇立係及び用地主任を置く。

2 内部組織の分掌業務は、企業局長(以下「局長」という。)の承認を得て所長が定める。

第二條の二に次の一項を加える。

2 所長の職務を補佐し、所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、所長が所長を置くことができる。

第三條第一項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第四條第一項及び第二項を次のように改める。

所長が出張その他の事由により不在のときは、次長がその職務を代行する。

2 所長及び次長が出張その他の事由により不在のときは、主務係長がその職務を代行する。

附則

この企業訓令は、昭和四十一年五月一日から施行する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県企業局西部建設事務所